

水道事業業務委託に係る最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、安房郡市広域市町村圏事務組合水道部が発注する業務委託に係る入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の規定及び水道事業会計規程第100条で準用する安房郡市広域市町村圏事務組合財務規則（昭和58年規則第1号）第120条第1項の規定による最低制限価格を設ける場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用対象業務等)

第2条 建設工事等業務委託に係る入札においては、最低制限価格を設けるものとする。ただし、当該入札に係る契約の履行に関し、特にその必要がないと認められるときは、最低制限価格を設けないことができるものとする。

(最低制限価格)

第3条 最低制限価格は、別表業務の欄に掲げる業務の区分に応じ、予定価格算出の基礎となったそれぞれ同表の最低制限価格の基準となる額の欄に定める額（1円未満切捨て）の合計額（ただし、その額が入札書比較価格（予定価格から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額。以下同じ。）に同表の上限割合の欄に定める割合を乗じて得た額を超える場合にあっては当該乗じて得た額とし、入札書比較価格に同表の下限割合の欄に定める割合を乗じて得た額に満たない場合にあっては当該乗じて得た額とする。）から1万円未満を切り捨てた額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額とする。

2 業務委託の性質上、前項の規定により難しいもの及び特に必要があると認められるものについては、前項に規定する算定方法にかかわらず、別表業務の欄に掲げる業務の区分に応じ、入札書比較価格に同表の上限割合の欄に定める割合を乗じて得た額から入札書比較価格に同表の下限割合の欄に定める割合を乗じて得た額の範囲内で適宜の額から1万円未満を切り捨てた額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額とする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和8年6月23日から施行する。

(適用)

2 この要領は、この要領の施行の日以後に入札公告を行う入札について適用する。

別 表

業務	最低制限価格の基準となる額	上限割合	下限割合
土木関係の建設 コンサルタント 業務	(1) 直接人件費の額 (2) 直接経費の額 (3) その他原価に100分の90を乗じて 得た額 (4) 一般管理費等に100分の50を乗じ て得た額	100分 の81	100分 の60
建築関係の建設 コンサルタント 業務	(1) 直接人件費の額 (2) 特別経費の額 (3) 技術料等経費に100分の60を乗じ て得た額 (4) 諸経費に100分の60を乗じて得た 額	100分 の81	100分 の60
測量業務	(1) 直接測量費の額 (2) 測量調査費の額 (3) 諸経費に100分の50を乗じて得た 額	100分 の82	100分 の60
地質調査業務	(1) 直接調査費の額 (2) 間接調査費に100分の90を乗じて 得た額 (3) 解析等調査業務費に100分の80を 乗じて得た額 (4) 諸経費に100分の50を乗じて得た 額	100分 の85	3分の2
補償関係コンサ ルタント業務	(1) 直接人件費の額 (2) 直接経費の額 (3) その他原価に100分の90を乗じて 得た額 (4) 一般管理費等に100分の50を乗じ て得た額	100分 の81	100分 の60